

学校法人二松学舎奨学基金運用規程

(昭和 63 年 2 月 25 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、二松学舎大学及び二松学舎大学附属の高等学校・中学校の学生・生徒に対し奨学金を給付して、その勉学を助成し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(基金)

第 2 条 学校法人二松学舎奨学基金（以下「基金」という。）は、学校法人会計基準第 30 条の第 3 号基本金に組入れ、同号の基本金引当資産として理事長が管理運用する。

(奨学資金)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するための資金は、基金から生ずる果実及び寄附金をもってあてる。

(給付の決定)

第 4 条 奨学金の給付は、学長又は高等学校長・中学校長の推薦に基づき予算の範囲内において理事長が決定する。

2 学長又は高等学校長・中学校長は、別に定める審査会等の結果に基づく推薦書（様式別紙第 1）を理事長に提出し決裁を受けるものとする。

(他の制度等との重複制限)

第 5 条 他の制度等から同趣旨の助成等がある場合は、重複を避けなければならない。

(施行細則)

第 6 条 本規程に定めるもののほか、施行に必要な事項は、別に定める細則によるものとする。

(奨学金の種類)

第 7 条 学生・生徒に対する奨学金は、次の各号に掲げる者に給付する。

(1) 特待生（給付・毎年度）

大学生 3 人以内

附属高校生

第 1 学年 別に定める

第 2 学年 1 人以内

第 3 学年 1 人以内

柏高校生 各学年 1 人以内

柏中学生

第 1 学年 別に定める

第 2 学年 1 人以内

第 3 学年 1 人以内

(2) 準特待生（給付・毎年度）

附属高校生

第 1 学年 別に定める

第 2 学年 2 人以内

第 3 学年 2 人以内

柏高校生 各学年 2 人以内

柏中学生

第 1 学年 別に定める

第 2 学年 2 人以内

第 3 学年 2 人以内

(3) 体育特待生（給付・毎年度）

両附属高校生併せて各学年 5 人以内

(4) 奨学生（給付）毎年度大学生 20 人以内

(5) 外国人特別奨学生（給付）毎年度大学生 3 人以内

(6) 被災特別奨学生（給付）災害の状況等に応じ別に定める。

(特待生)

第 8 条 特待生に対する奨学金は、当該年度の授業料相当額を給付する。

2 体育特待生については別に定める。

3 柏中学校第 1 学年については別に定める。

(準特待生)

第 8 条の 2 準特待生に対する奨学金は、当該年度の授業料の半額相当額を給付する。

(奨学生)

第 9 条 奨学生は、大学に継続して 1 年以上在学する学生で、経済的理由により奨学金の給付を希望する者のうちから、選考により年度毎に決定する。

2 奨学金の給付を申請できる学生は、主たる家計支持者の所得が、別に定める基準に該当する者とする。

3 第 1 項の選考に当っては、人物、学業成績等の総合的評価が良好で家庭の事情の急変等真にやむを得ないと認められる者を優先するものとする。

4 奨学生に関する事務は、学生支援課の所掌とす

る。

(奨学生の選考)

第 10 条 奨学生は審査会で選考し、学長が理事長に推薦する。審査会の構成員は学長が指名する。

(奨学生への奨学金)

第 11 条 奨学生へ給付する奨学金は、授業料の半額に相当する額とする。

(外国人特別奨学生)

第 12 条 外国人特別奨学生は、大学の正規の課程に在学する留学生で、入学後において家庭の事情その他の急変による経済的理由から学業の継続が困難と認められ、かつ、奨学金の給付を希望する者のうちから選考により年度毎に決定する。ただし、その事情が年度途中で発生した場合は、年度途中において決定することができる。

2 前項の選定に当っては、人物、学業成績及び修学意欲等を総合的に判断するものとする。

3 外国人特別奨学生の選考及び選定については、第 10 条の規定を準用する。

4 外国人特別奨学生に関する事務は、学生支援課の所掌とする。

(外国人特別奨学生の奨学金)

第 13 条 外国人特別奨学生には、月額 5 万円以内の奨学金を給付する。

(交換留学生に対する特例)

第 13 条の 2 本学と交流協定を締結している外国の大学から受け入れた留学生(以下「交換留学生」という。)が、経済変動や災害及び家計の急変等により留學生活の継続が危ぶまれるときは、審査のうち、奨学金を貸与又は給付する事ができる。

2 貸与又は給付する事ができる奨学金は、月額 3 万円以内とする。ただし、一時金として相当額を貸与又は給付する事ができる。

3 交換留学生の奨学金支給候補者の選考は、国際交流委員会が行う。

(被災特別奨学生)

第 14 条 被災特別奨学生は、大学又は附属の高等学校・中学校に在籍する学生・生徒で、本人又は主たる家計支持者が大規模災害等で被災した場合、

奨学金を給付することができる。

2 奨学金の給付人数・給付金額は、災害の状況に応じ別に定める。

(奨学生等の取消し及び辞退)

第 15 条 特待生・準特待生・奨学生及び外国人特別奨学生・被災特別奨学生(以下「奨学生等」という。)で学業を怠り、もしくは学生の本分にもとる行為のあった場合は、審査会等の議を経て奨学生等を取消し、奨学金の返還を命じることがある。

2 奨学生等は、申出によりいつでも奨学生等を辞退することができる。

(修学支援制度適用者)

第 15 条の 2 大学等における修学の支援に関する法律に基づき実施される高等教育の修学支援制度の適用を受ける者についての奨学金は、第 8 条及び第 11 条の規定によらず、別に定めるところにより、減免等を行うものとする。

(奨学金の返還)

第 16 条 柏中学校の特待生・準特待生が柏高等学校へ連絡進学をしない場合は、給付された奨学金の返還を命じることがある。

附 則

1 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 二松学舎大西奨学基金規程及び海外研修等に対する奨学費の支給内規は、昭和 63 年 4 月 1 日限り廃止する。

3 大西奨学基金規程の廃止に伴い、特定基本金及び大西奨学金特定資産は第 3 号基本金及び同号の基本金引当資産に引継ぐものとする。

附 則 (平成 3 年 3 月 14 日)

1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 専任教員の図書出版に対する特別奨励金の支給について(内規)は平成 3 年 3 月 31 日限り廃止する。

附 則 (平成 6 年 1 月 18 日)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 6 月 23 日)

この規程は、平成 10 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 27 日）

この規程は、平成 19 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 29 日）

この規程は、平成 20 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 20 日）

この規程は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 24 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 22 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日）

この規程は、平成 27 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 19 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 16 条に規定する奨学金の返還については、平成 30 年度入学者から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 29 日）

この規程は 2019 年 4 月 1 日から施行する

附則（2020 年 10 月 20 日）

この規程は、2020 年 4 月 1 日から適用する。